

## 第 6 期 幕別町総合計画基本計画 (案) 新旧対照表

## ① 24 ページ 【第 3 章 人がいきいき住まいる 第 8 節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実 施策の方向性】

旧	新
<p>2 防災体制の充実 略</p> <p>(3) 避難場所の周知を図り、自主防災組織などと連携した避難誘導體制の充実に努めるとともに、民生委員、地域住民、福祉施設の管理者などと連携し、避難行動要支援者への対応を図ります。</p>	<p>2 防災体制の充実 略</p> <p>(3) <u>避難場所・避難所</u>の周知を図り、自主防災組織などと連携した避難誘導體制の充実に努めるとともに、民生委員、地域住民、福祉施設の管理者などと連携し、避難行動要支援者への対応を図ります。</p>

## ② 25 ページ 【第 3 章 人がいきいき住まいる 第 8 節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実 施策の方向性】

旧	新
<p>4 自主防災組織の育成 略</p> <p>(2) 平常時の防災活動の実施、災害時の町民把握あるいは避難行動を考慮し、町が指定する避難所の公区相互の連携を図るため、<u>避難場所地域</u>ごとに「地域防災連絡協議会」の設置に努めます。</p>	<p>4 自主防災組織の育成 略</p> <p>(2) 平常時の防災活動の実施、災害時の町民把握あるいは避難行動を考慮し、町が指定する避難所の公区相互の連携を図るため、<u>避難所地域</u>ごとに「地域防災連絡協議会」の設置を図ります。</p>

③ 26 ページ 【第3章 人がいきいき住まいる 第10節 消費者の権利尊重と自立支援 現状と課題】

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪徳商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、高齢者を標的とした振り込め詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。</li> <li>● 契約トラブルや多重債務問題など、消費者問題は複雑化、多様化して、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。</li> <li>● 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、<u>情報提供</u>を推進していくとともに、消費者被害の適切な救済及び被害の未然防止を図ることが必要になっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的とした振り込め詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。</li> <li>● <u>インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。</u></li> <li>● 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、<u>消費者市民社会の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育</u>を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。</li> </ul>

④ 26 ページ 【第3章 人がいきいき住まいる 第10節 消費者の権利尊重と自立支援 基本方針】

旧	新
<p>◆ 町民が消費にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活センターの活用を促進し、消費者の<u>知識</u>向上と消費生活の安定を図ります。</p>	<p>◆ 町民が消費生活にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活センターの活用を促進し、消費者の<u>意識</u>向上と消費生活の安定を図ります。</p>

⑤ 26 ページ 【第3章 人がいきいき住まいる 第10節 消費者の権利尊重と自立支援 施策の方向性】

旧	新
<p>1 消費者の保護</p> <p>(1) <u>消費者が被害に遭わないよう消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。</u></p>	<p>1 消費者の保護</p> <p>(1) <u>消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。</u></p>

⑥ 26 ページ 【第3章 人がいきいき住まいる 第10節 消費者の権利尊重と自立支援 施策の方向性】

旧	新
<p>2 消費者の自立支援 略</p> <p>(2) 悪徳商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>2 消費者の自立支援 略</p> <p>(2) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。</p>